

## 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会吉田奨学給付金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、児童養護施設・児童自立支援施設・里親又はファミリーホーム・自立援助ホーム（以下施設等という。）において措置されている児童が、進学により退所（自己都合による途中退所は除く）または委託解除となり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）に在学することとなった場合に給付金を支給し、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

### (給付金支給奨学生)

第2条 給付金を支給する奨学生は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 進学により岡山市内の施設等又は岡山市の措置による岡山市外の施設等を退所または委託解除となる者及び在学生で施設等を退所又は委託解除となる者
- (2) 親族等の援助が得られないことにより就学困難な者
- (3) 対象年齢は18歳以上、おおむね22歳までの者、ただし、18歳を超えて措置延長していた者については、措置が解除された時点で対象とする。
- (4) 学業及び性行が良く、かつ心身健全である者

### (奨学生の選考及び決定)

第3条 奨学生は、審査会で選考し、会長が決定する。

### (奨学生の額及び決定)

第4条 大学等に在学する奨学生に月額30,000円以内を給付金として支給する。

### (給付金の支給)

第5条 給付金は、毎月本人に給付する。ただし、特別の事情があるときは、数カ月分を合わせて支給することができる。

### (給付金の減額等)

第6条 奨学生は、いつでも奨学生の減額又は奨学生の辞退を申し出ることができる。

### (給付金の中止)

第7条 奨学生が休学したときは、その期間の給付金の支給を中止する。ただし、休学した月及び復学した月はこの限りでない。

(給付金の停止等)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付金の支給を停止又は廃止する。

- (1) 死亡又は退学したとき
- (2) 正当な理由なく、休学又は転校したとき
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (4) 傷病等その他の事由により卒業の見込みがないとき
- (5) 給付金を必要としない事由が生じたとき
- (6) 前各号のほか規程に違反し、もしくは指示に従わないとき

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は別に会長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 改正規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 3 改正規程は、令和2年3月12日から施行する。
- 4 改正規定は、令和7年4月1日から施行する。